

放課後児童健全育成事業に係るQ&A

【平成28年3月11日現在】

No	該当項目	質 問	回 答
1	放課後児童健全育成事業	<p>「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」(平成26年5月30日付け雇児発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)「3 職員に関する基準」の「(4) 支援の単位(基準第10条第4項)」に一の支援の単位を構成する「児童の数」についての考え方が示されているが、具体的にはどのように算定するのか。</p> <p>また、子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業に係る国庫補助基準額算定の際の「児童の数」はどのように算定するのか。</p>	<p>「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」では、「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数をいうものである」としているが、あくまでも、登録時の利用希望日数を基に算出することになる。このうち「一時的に利用する児童」とは、上記のとおり、塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に登録申込みをした児童であり、夏休みなど一時期のみ利用する児童のことを定義したものではない。</p> <p>具体的な「一時的に利用する児童」に係る「児童の数」の算出については、例えば、1週間のうち平日5日間(月～金曜日)開所している放課後児童クラブに、1週間のうち3日間利用することを前提に登録申込みをした児童が4人いる場合、当該児童については、$4人 \times 3日間(1週間あたりの利用希望日数) / 5日間(1週間あたりの開所日数) = 2.4人 \div 3人(1人未満の端数が生じた場合には切り上げ)$等の方法により算出することとする。(具体的な算出方法の例は別紙のとおり)</p> <p>なお、夏休みなど一時期のみ利用することを前提に登録申込みをした児童については、別紙のパターン②のような場合には、利用することとして申込みのあった期間(月)のみ、上記の方法による「児童の数」の算出に加えても差し支えないこととする(利用を希望していない時期(月)については、週のうち利用を希望する日がなく、「児童の数」が0人と算出されるため)。その際、「放課後児童健全育成事業実施要綱」(平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添1等においては、「市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする」としているのをご留意いただきたい。</p> <p>また、子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業の国庫補助基準額算定に係る「児童の数」については、上記の方法により算定した毎月初日の「児童の数」の年間平均(1人未満の端数が生じた場合には切り上げ)により算定することとする。</p>
2		<p>「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」(平成17年12月15日付事務連絡)では、運営費に対する国庫補助の補助基準額の算定における年間平均児童数の考え方について、「クラブにおける、年間を通じた平均的な登録児童数を算定するものである。なお、登録児童は、クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する者とする。そのため、日常生活において発生する、塾や習い事あるいは疾病等による欠席日数を積み上げ、年間平均児童数の算定から除く必要はない。」とされていたが、この考え方は、現在も同じと考えてよいか。</p>	<p>放課後児童健全育成事業の運営費に対する国庫補助の補助基準額は、平成26年度まで、年間平均登録児童数により算定することとしていたが、平成27年度より、設備運営基準の内容を踏まえて、支援の単位を構成する児童の数に応じて算定することとしており、その「児童の数」の考え方は、No1の回答のとおりである。</p>
3		<p>国庫補助基準額算定の際の「児童の数」の考え方について、週単位の日数による算出方法が示されているが、保護者のパート等が曜日により固定していない場合など、月単位の利用希望日数で利用申込みを受けている場合については、月単位の日数による算出方法としてもよいか。</p>	<p>「児童の数」の考え方については、No1の回答のとおりであるが、ご質問のような場合、一時的に利用する児童については、例えば、以下のような方法により1週間当たりの平均利用日数を算出するなど、適切な方法により算出されたい。</p> <p>(当該児童に係る「平均利用日数」の算出方法の例)</p> <p>週6日(月～土曜日)開所している放課後児童クラブにおいて、ある月の利用希望日数が以下のような児童が1名いた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1週目…6日 ・第2週目…4日 ・第3週目…5日 ・第4週目…3日 <p>→平均利用日数は、$(6+4+5+3)日 / 4週 = 4.5日 \div 5日$</p> <p>児童の数は、No1の回答の方法により算出する。</p> <p>ただし、この1週間当たりの算出方法により難しい場合には、1月当たりの算出方法でも差し支えない。</p>

No	該当項目	質 問	回 答
4		別紙「放課後児童健全育成事業の「児童の数」の具体的な算出方法の例」では、7月、8月に夏休みのみの利用を希望する児童を、パターン①若しくはパターン②のいずれかの方法により受け入れることを前提としているように見受けられるが、各放課後児童クラブにおいては、夏休みのみの利用を希望する児童を必ず受け入れなければならないということか。 あるいは、仮に、夏休みのみの利用を希望する児童を受け入れる場合の「児童の数」の算出方法の例ということで示されたものか。	別紙「放課後児童健全育成事業の「児童の数」の具体的な算出方法の例」では、仮に7月、8月に夏休みのみの利用を希望する児童を受け入れる場合の例をお示したものである。 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、各市町村が条例で定める設備運営基準を遵守しなければならないため、基準を遵守して事業を行うことを前提として、可能な範囲で受入れに努めていただきたい。
5		保育所における保育士の配置については、「保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について」(平成27年3月19日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡)で、「保育所における保育士の配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項ただし書の規定により、「保育所一につき2人を下ることはできない」とされているところ、(中略)保育士の確保が特に難しい地域においては、特例的に、平成27年度の間は、朝・夕の時間帯に児童が順次登所し、又は退所する過程で、当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え、保育士でない者であって保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なものを配置する取扱いもやむを得ないものと考えており、自治体においても配慮をお願いしたいこと。(後略)」としているが、放課後児童支援員の配置についても、子どもの数が少なくなる時間帯において、2名の補助員を配置するなどの対応は可能か。	放課後児童支援員の配置基準については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第2項において、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(中略)をもってこれに代えることができる。」としており、すでに、放課後児童支援員を2人配置すべきところ、うち1人については、補助員による代替を可能としているところであり、この基準を遵守して運営する必要がある。
6		利用児童の少ない土曜日に、A、B2つの「支援の単位」が合同で一の支援の単位として支援する場合、国庫補助基準額の算定に当たっては、放課後児童支援員及び補助員の人数にかかわらず、A、Bそれぞれの支援の単位において、当該土曜日を開所日数に含めて差し支えないか。	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上(ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる)としていることから、この基準を満たさない状態で運営されている場合については、開所日数に含めることはできない。 なお、A、Bどちらの「支援の単位」の開所日数に含めるかについては、当該土曜日における放課後児童支援員等の配置状況により考えることを基本とし、例えば、Aの放課後児童支援員とBの補助員が配置されていた場合は、Aに含めるなどの方法により算定されたい。
7		土曜日以外の平日に、利用児童が少ないA、B2つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」を合同で一つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」として運営することは可能か。 また、長期休暇の開閉所時等、利用児童が少ない時間帯のみA、B2つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」を合同で一つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」として運営することは可能か。	利用児童が少ない平日又はその時間帯に、A、B2つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」を合同で一つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」として運営することは可能である。 ただし、それぞれの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」において、各市町村が条例で定める基準(人員配置、開所時間等)を満たした状態で運営するとともに、保護者や利用児童に対して、事前に当該運営内容を説明する必要があるので、ご留意いただきたい。
8		一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位への国庫補助の要件について、 ①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 については、山村振興法やへき地教育振興法など法的根拠のある地域限定か。	交通条件、及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、漁業集落、へき地及び離島であり、法令等に定義された地域を対象とするものである。 対象地域について疑義がある場合は、個別にご相談いただきたい。
9		一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位への国庫補助の要件について、 ②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合 の具体的な内容は何か。	以下のようなものを対象とする予定である。 ○小学校の統廃合により、廃校となった小学校に通っていた子ども達が自宅に近い生活圏域の中で活動(生活)するために、引き続き、廃校等を活用して放課後児童クラブを実施する場合 ○翌年度からの本格実施を見据え、年度途中(年度後半)に放課後児童クラブを開所した場合(ただし、翌年度中に児童の数が10人以上とならなかった場合は、災害等によるやむを得ない理由がある場合を除き、交付金の返還を命ずることがあるので留意すること。) なお、補助対象となるかの判断に迷う場合については、個別に厚生労働省にご相談いただきたい。
10		放課後児童クラブで、他市町村に住んでいる児童を受け入れている場合、放課後児童健全育成事業費の国庫補助基準額の算定に当たっては、当該児童を「児童の数」に含めて差し支えないか。また、当該児童が住んでいる市町村との費用負担の調整は可能か。	国庫補助基準額の算定に当たっては、当該児童を「児童の数」に含めて差し支えない。 また、当該児童が住んでいる市町村との費用負担の調整については、適宜市町村間で行っていただきたい。

No	該当項目	質 問	回 答
11		放課後児童健全育成事業のうち、各市町村の事業計画に基づく量の拡充に対応するための地方負担分については、消費税の増収分が充てられているのか。	「平成27年度予算編成における子ども・子育て支援新制度関連予算について」(平成27年1月15日付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課連名事務連絡)のとおり、各市町村の事業計画に基づく量の拡充及び「0.7兆円の範囲内で実施する事項」の質の向上に係る地方負担分に必要となる財源については、地方消費税等の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認しているところであり、各都道府県・市町村におかれても、このような国の予算措置の考え方等を踏まえ、各市町村の事業計画に基づく量の拡充や、質の向上に必要な予算を確保し、新制度に基づく量と質の充実に努めていただくようお願いしているところである。
12	放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業)	タクシーやファミリー・サポート・センターの活用は対象となるか。	タクシーによる送迎については、年間を通じて、タクシー事業者と契約を結び、定期的に行う場合などが対象となる。 また、ファミリー・サポート・センターの活用による実施については、国庫補助事業である子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)として実施する場合には、他の国庫補助を受ける場合(重複受給)に当たることから、対象とはならない。
13		送り先として、放課後児童クラブから自宅以外の部活動や習い事、塾等への送迎は可能か。	放課後児童クラブ送迎支援事業は、学校敷地外で放課後児童クラブを実施している場合に、児童の安全・安心を確保することを目的としており、放課後児童クラブから児童の自宅以外への送迎についても、補助の対象として差し支えない。
14		通常は、地域において児童の健全育成等に関心を持つ者が児童に付き添う形で送迎を行っていたところ、天候等の都合で当該者の自家用車を利用して送迎を行った場合、この送迎に係るガソリン代は国庫補助の対象となるか。	送迎支援に自家用車を利用した場合、放課後児童クラブの送迎に係るガソリン代と日頃の自家用車の利用に係るガソリン代の切り分けが困難であることから、国庫補助の対象とはならない。
15	放課後児童支援員等処遇改善等事業	「3 事業の内容」の(2)に記載されている「常勤職員を配置するための追加費用」は、どのように算定すればよいか。	当該放課後児童クラブに係る人件費の総額から放課後児童健全育成事業(実施要綱の別添1)及び小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添8)により充てられる費用を除いた額のうち、当該常勤職員に係る人件費(賃金改善分を含む)を補助対象とし、当該額と国庫補助基準額2,831,000円を比較して少ない方の額を基に国庫補助額を算定する。 なお、上記の放課後児童健全育成事業(実施要綱の別添1)により充てられる額は、以下の①又は②に③及び④を加えた額とし、小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添8)により充てられる額は、⑤とする。 ①開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の場合 1,776,000円 ②開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が20人以上の場合 5,329,000円 ③開所日数加算の対象となる場合 (年間開所日数-250日)×15,000円 ④長時間開所加算の対象となる場合 (ア)平日分 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×533,000円 (イ)長期休暇等分 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×240,000円 ⑤小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添8)を実施している場合 1,065,000円
16		賃金改善の方法にはどのようなものがあるか。	賃金改善の方法は、ベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金等がある。
17		①ベースアップ等による賃金改善はしたが、当該職員の超過勤務が平成25年度よりも少なかったこと等により、年間の給与の支給総額が平成25年度よりも少なくなった場合、本事業の対象とはならないか。 ②ベースアップ等による賃金改善はしていないが、当該職員の超過勤務が平成25年度よりも多くなったこと等により、年間の給与の支給総額が平成25年度よりも多くなった場合、本事業の対象となるか。	実施要綱に記載のとおり、本事業による補助を受けるためには、「平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金に対する改善を行っていることが必要である」ことから、①は本事業の対象となるが、②は本事業の対象とはならない。

No	該当項目	質 問	回 答
18		事業の実施方法として、「平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金(退職手当を除く。)に対する改善を行っていることが必要である。」としているが、どのような書類により、賃金の改善を行っているか否かを確認することを想定しているか。	平成25年度と比べて、職員の賃金改善が行われていることを確認する必要があるため、給与等の額が確認できる書類(例えば、各年度の給与規程や、賃金台帳の写し等)を想定している。
19		事業の実施方法として、「平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金(退職手当を除く。)に対する改善を行っていることが必要である。」としているが、この「平成25年度」については、平成28年度も変わらないか。	平成25年度の賃金に対する改善を行っていることを国庫補助要件としたのは、本事業の前身である「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」を開始したのが平成26年度であり、事業開始前と比較して賃金改善を行っている場合には補助するというのが本事業の趣旨であることから、変更する予定はない。
20		放課後児童支援員等処遇改善等事業の事業費を、新たな職員を雇い上げる費用(新たな職員の給与の全部)に充当することは可能か。	実施要綱別添6の3(1)の事業については、職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助するものであり、新たな職員を雇い上げることにより増加した人件費を補助する趣旨ではないことから、新たに職員を雇い上げる場合についても、当該職員に係る賃金改善経費のみが補助対象となり、賃金改善部分以外の人件費に充当することはできない。 実施要綱別添6の3(2)の事業については、賃金改善に必要な費用を含む常勤職員を配置するための追加費用の一部を補助するものであり、新たに常勤職員を雇い上げる場合に限らず、事業の対象となる常勤職員の賃金改善経費を含む給与に充当することも可能である。
21		新規に増員した職員の賃金改善額はどのように考えたらよいか。	平成25年度に同程度の経験や能力等を有する職員を雇用した場合の賃金水準と比較し、その額を超える部分が賃金改善額となる。
22		新規に開所した場合の賃金改善額はどのように考えたらよいか。	平成25年度に存在しなかった放課後児童クラブに従事する職員の賃金改善額については、平成25年度の地域の放課後児童クラブの賃金水準と比較し、賃金改善が図られていると認められる部分を賃金改善額とする。
23		「5 対象事業の制限等」について、「(2)経営に携わる法人の役員である職員については本事業の対象とはならない」と記載があるが、法人の役員が、直接育成支援に携わる放課後児童支援員等を兼任している場合であっても対象外となるのか。	平成27年度は、役員(理事、幹事)は、給与規定や処遇等を決定する経営に携わる者であるため、放課後児童支援員等と兼任であっても、放課後児童支援員等処遇改善等事業の対象とはならない(役員報酬の有無を問わず)こととしていたところである。 しかしながら、放課後児童クラブの運営実態に鑑み、平成28年度においては、原則としては、平成27年度の取扱いと同様としつつも、放課後児童支援員等が役員を兼ねており、かつ、放課後児童クラブの運営内容や放課後児童支援員等の賃金体系、処遇等については、理事会等の合議制により決定している場合など、当該役員に実質的な給与決定権がなかったり、当該役員と他の役員ではない放課後児童支援員等が平等に給与決定権を有している場合等については、当該役員である放課後児童支援員等は本事業の対象とする予定である。
24		実施要綱の別添6の3(1)に規定する家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を主に担当する職員が複数名いた場合、複数名の職員に係る賃金改善経費が補助対象となるか。	実施要綱別添6の3(1)に規定する家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を主に担当する職員が複数名いる場合は、その全ての職員に係る賃金改善経費が補助対象経費の額の算定対象となる(人数の制限はない)。
25		実施要綱の別添6の3(2)に規定する家庭、学校等との連絡及び情報交換等に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置するとともに、これらの業務を主に担当する非常勤職員も配置している場合、当該非常勤職員の賃金改善経費も補助対象となるか。	実施要綱別添6の3(2)の事業については、当該育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置するための追加費用を基に補助対象経費の額を算定することとし、非常勤職員の賃金改善経費を補助対象経費の額の算定に含めることはできないが、「5 対象事業の制限等」の(2)に記載のとおり、国庫補助金を活用して、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において決定して差し支えない。
26		国庫補助基準額は、何人分の賃金改善経費を見込んだものか。	国庫補助基準額については、放課後児童クラブに従事する非常勤職員1名分の賃金改善経費、又は非常勤職員1名を常勤職員に替える場合の追加費用を基に算出しているが、執行に当たっては、いずれも支援の単位当たりの年額として国庫補助基準額を設定しており、その金額の範囲内であれば、補助の対象となる職員の人数には制限を設けていない。

No	該当項目	質 問	回 答
27		放課後児童支援員等処遇改善等事業により受けた交付金については、放課後児童支援員等に係る人件費以外の放課後児童クラブの運営に係る経費(消耗品費、光熱水料等)に充てることはできないのか。	本事業は、実施要綱別添6の「3 事業の内容」に記載のとおり、「職員の賃金改善に必要な費用の一部」又は「賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部」を補助する事業であり、子ども・子育て支援交付金交付要綱の別紙に記載のとおり、対象経費は、事業の実施に必要な給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金等である。 このため、人件費以外の放課後児童クラブの運営に係る経費(消耗品費、光熱水料等)に充てることはできない。
28	障害児受入強化推進事業	障害児が年度途中で退所したり、見込みに達しなかったことにより、5人未満となった場合、補助対象となるのか。	実施要綱別添7の「3 事業内容」の「5人以上」は、利用した児童の数ではなく、登録申込みをした児童の数で算出するので、年度途中で退所した場合は、登録申込みをした児童が5人以上の期間について、対象となる。
29		障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等は、障害児が利用している日や時間帯のみ配置されていれば、補助対象となるか。	障害児受入強化推進事業は、「5人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである」ため、全ての開所日、開所時間に必ず当該放課後児童支援員等が配置されていなければならないものではないが、事業の趣旨、目的が達成されるよう、障害児の利用がある日及び時間帯には、必ず配置されていなければならない。
30	小規模放課後児童クラブ支援事業	実施要綱の別添8の「5 留意事項」(1)において、「本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の放課後児童健全育成事業所における2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり」とあるが、3人以上放課後児童支援員等を配置している場合、その人件費は必ず本事業の対象経費とし、別添1の放課後児童健全育成事業の補助対象経費に計上してはならないか。	一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の放課後児童クラブにおいて、3人以上の放課後児童支援員等を配置している場合、1人目の人件費については、放課後児童健全育成事業(実施要綱の別添1)の補助対象経費に計上し、2人目の人件費については、小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添8)の補助対象経費に計上することとなるが、3人目以降の人件費については、両事業の補助対象経費に重複して計上していなければならない。いずれの事業の補助対象経費として計上しても差し支えない。
31	放課後児童クラブ環境改善整備推進事業(平成27年度補正予算)	実施要綱「4 対象経費」において、事業の対象となる費用については、パソコン及びその周辺機器やソフトウェア等を新たに導入するための購入費及びその消費税とされているが、パソコンをインターネットに接続するためのインターネット回線環境整備に係る費用についても、本事業の対象となるか。	本事業の対象経費は、ご質問にもあるように、パソコン及びその周辺機器やソフトウェア等を新たに導入するための購入費及びその消費税であり、パソコンをインターネットに接続するためのインターネット回線環境整備に係る費用は、本事業の対象とはならない。
32		パソコンの購入はなく、プリンタ等の周辺機器のみを購入する場合、本事業の対象となるか。	パソコンの購入が伴わない場合であっても、「放課後児童支援員等が効率的かつ効果的に業務を遂行できる環境を整備することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図る」という本事業の趣旨に適うものであれば、対象とする。
33		事業の対象経費については、実施要綱で「パソコン及びその周辺機器やソフトウェア等(以下「ICT機器」という。)を新たに導入するための購入費及びその消費税」とされているが、現在、放課後児童クラブで使用しているパソコン等ICT機器の買い換えをする場合、その経費は補助対象となるか。	当該買い換えの内容が、「放課後児童支援員等が効率的かつ効果的に業務を遂行できる環境を整備することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図る」という本事業の趣旨に適うものであれば、対象とする。 なお、それまで使用していたICT機器の処分に係る費用については、対象とはならない。
34		ICT機器のリース料は、本事業の対象となるか。	本事業の対象経費は、「放課後児童クラブにおける放課後児童支援員等の業務の円滑な遂行に資するパソコン及びその周辺機器やソフトウェア等を新たに導入するための購入費及びその消費税」であり、リース料は、本事業の対象とはならない。